コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

OWARI PRECISE PRODUCTS CO.,LTD.
最終更新日：2015年6月25日
尾張精機株式会社
取締役社長　兵藤　光司
問合せ先：総務部　総務課 0561−53−4121
証券コード：7249
http://www.owariseiki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日立金属MMCスーパーアロイ株式会社	1,436,545	12.32
トヨタ自動車株式会社	1,164,452	9.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	549,733	4.71
三井住友信託銀行株式会社	526,000	4.51
アイシン・エーアイ株式会社	495,000	4.25
CGMI-PRIME FINANCE CLIANT SAFEKEEPING SECURITIES ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	432,000	3.71
エムエスティ保険サービス株式会社	350,000	3.00
三菱UFJリース株式会社	346,750	2.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	315,014	2.70
株式会社中京銀行	295,780	2.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

相互連携について、監査役と会計監査人とは、定期（年4回）および必要の都度、情報・意見交換を行い、監査の実効性と効率性を図っております。
監査役と内部監査人とは、定期（年4回）の情報交換および内部統制室が行う内部監査に立会い、必要な場合には助言等も行っております。また、その都度情報交換を行うなど、連携して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須田　佳孝	他の会社の出身者						○			○				
伊藤　真弘	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田　佳孝		―――	当社の主要株主である日立金属MMCスーパーアロイ株式会社の常務取締役事務部長であり、適切な指導および監査を行える人材であるため。
伊藤　真弘	○	―――	税理士で税務業務について専門知識を有しており、適切な指導および監査を行える人材であるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与金の支給を業績に応じて検討し、株主総会に付議しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて取締役、監査役および社外監査役の別に各々の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前事業年度における役員報酬等の内容
取締役の年間報酬総額　　141,766千円 （うち基本報酬 99,150千円 賞与 29,500千円 退職慰労金 13,116千円）
監査役の年間報酬総額　　11,480千円 （うち基本報酬 9,600千円 賞与 1,000千円 退職慰労金 880千円）
社外監査役の年間報酬総額 5,700千円 （うち基本報酬 4,800千円 賞与 500千円 退職慰労金 400千円）
社外取締役については選任しておりませんので該当ありません。

役員の報酬等の額の決定については、株主総会において決議することとしております。
基本報酬については、取締役は、平成24年６月の定時株主総会の決議により報酬限度額を月額10,000千円に、監査役については、平成７年６月の定時株主総会の決議により月額1,800千円と定めており、その範囲内で、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議によって決定しております。
退職慰労金については、役員退職慰労金規定に従い引当金繰入額および退職慰労金を計上しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する体制
担当セクション等原則特定はしていませんが、必要に応じて適宜総務部および関連部署で対応します。
社外監査役に対する情報伝達の体制
重要な事項については、必要に応じて情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状の体制の概要
（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを目指しております。
コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況
・委員会設置会社であるか監査役設置会社であるかの別
監査役設置会社
・業務執行・監視のシステム
取締役および監査役が出席する取締役会を毎月１回開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、営業部門・生産部門・品質管理部門部門・技術部門・品質管理部門・総務部門に分かれ、それぞれの効率的な牽制を行うとともに、社長直轄の内部統制室が内部統制を評価して、監査役が業務監査と内部統制システムの監視を行っております。
・会計監査・内部統制監査の状況
当社は、監査法人コスモスとの間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、年間監査計画に基づき監査を受け、四半期・期末監査終了後に会計監査人により経営者、監査役へ監査の方法、結果の報告を受けております。
当社の監査業務を執行した公認会計士は、太田修二、新開智之の２名であり、監査法人コスモスに所属し、いずれも継続監査年数は７年を超えておりません。また、当社の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士４名その他２名となっております。
（2）監査役の機能強化に関する取り組み状況
監査役監査については、監査役３名のうち独立性の高い社外監査役を２名選任し、監査役監査基準、監査役会規則、内部統制システムに係る監査の実施基準等に従い、監査役会において、監査方針、監査計画、業務分担を定め、取締役会等の重要会議への出席、重要な書類の閲覧、財産状況の調査、職務執行の監査を行い、取締役との定期会合等で監査結果の報告、意見交換をすることにより、相互認識と信頼関係を深めております。また、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、および今後も引き続き社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外監査役と、会社法第427条第１項に基づき、法令が定める限度額において責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役は取締役会のほか、代表取締役と監査役、会計監査人と監査役の会合に出席し、また内部監査・内部統制部門との連携につきましては主に常勤監査役が各部門との情報交換を行い、その内容を監査役会に報告して協議を行っており、社外監査役による外部からの監視が十分機能する体制を整えております。
また、社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、次の通りです。
当社は、見識の高い２名の社外監査役を含む３名の監査役が充実した監査を実施し、また内部統制システムについても業務の適正が確保できる体制をしっかり確立しておりますので、現体制が当社のコーポレートガバナンス上、最適であると判断しています。また、このように判断しているな

かで、社外取締役を置くのは、費用対効果の面でもその必要性が低いと考えますので、現状では、現体制を維持する方針です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	ホームページの「お問合せ」に総務部と営業部の連絡先を記載。随時質問に対してお答えしている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、継続的改善を実施している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.内部統制システムについての基本的な考え方および体制
内部統制につきましては、社長直轄の内部統制室を設置し、専任の内部監査人１名が内部統制規程等に従って財務報告に係る内部統制について、重要な事業拠点、業務プロセスを設定して、社長承認を得た内部監査の計画に従い、監査の実施、評価、監査結果を社長へ報告する事によって、財務報告の信頼性、業務の有効性および効率性を検証しております。
2.コンプライアンス体制の整備状況
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役は月次の取締役会において法令で定められた事項のほか重要事項を付議し、原則毎週開催される取締役会合において、経営全般に関する事項を付議し対策等を検討します。
（2）使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、取締役は部長月例報告会、各種委員会等、社内で行われる会議に出席し使用人の職務遂行状況の確認と監視を行います。
3.リスク管理体制の整備状況
　リスク管理体制としては、危機管理委員会で全社的なリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努め、取締役は「生産活動に直結する危機管理要領」に基づき管轄する部門のリスクコントロールを行っております。
4.情報管理体制
　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制として取締役は経営に関する情報の社外への流出防止ならびに経営に関する情報の保存および管理を徹底します。
5.企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況
（1）取締役は海外子会社からの週報、月次決算書類、監査報告書の内容確認を行います。また適宜出張して現地の業務執行状況の確認・監視も行います。
（2）取締役は国内子会社からは毎月の月次決算について詳細な報告を受け内容の確認を行います。また適宜、子会社の視察を行い業務執行状況の確認・監視も行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与については、毅然とした態度で臨んでおり、ステークホルダーの皆様に一切ご迷惑をおかけしない対応を取ります。また、総務部を窓口として警察等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築および情報交換等の連携を取り、引き続き反社会勢力の排除を行います

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 当社の適時開示に係る基本方針
当社は、投資家や株主に対して適時かつ適切な情報の開示を行う責任を果たすため、名古屋証券取引所の定める「適時開示規則」および当社が定めた「取締役会規則」、「インサイダー取引禁止規定」等の各規定を順守し、会社の重要な情報の適時かつ適切な開示に努めております。
そして、これを確実なものとするために、以下の社内体制を定め運用しております。
2. 適時開示に係る社内体制
（1） 発生事実に関する情報の処理
適時開示が必要と考えられる事項が発生した場合、各部署は各担当取締役に情報を集約し、当該担当取締役は事実関係を確認後、総務部と相談の上、適時開示情報に該当するかを判断します。該当すると判定した場合には取締役社長の承認を受け、速やかに開示いたします。
（2） 決定事実に関する情報の処理
重要な決定事項につきましては取締役および監査役が出席する取締役会を毎月１回、緊急時には臨時取締役会を開催し、重要事項は全てに付議され決議いたしております。この取締役会で適時開示が必要と考えられる重要事項が決定された場合には、名古屋証券取引所の「適時開示規則」に従って速やかに開示いたします。
なお必要に応じて、監査法人、顧問弁護士、顧問税理士、証券取引所および財務局に助言および指導を受けることにより、正確かつ公平な情報を開示するように努
めております。
（3） 決算に関する情報の処理
決算に関する情報につきましては、総務部において決算に係る財務情報を作成し、それに並行して監査法人および監査役による監査を受け、四半期については取締役および常勤監査役を含めた役員会にて、期末については取締役会で承認後、速やかに開示いたします。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

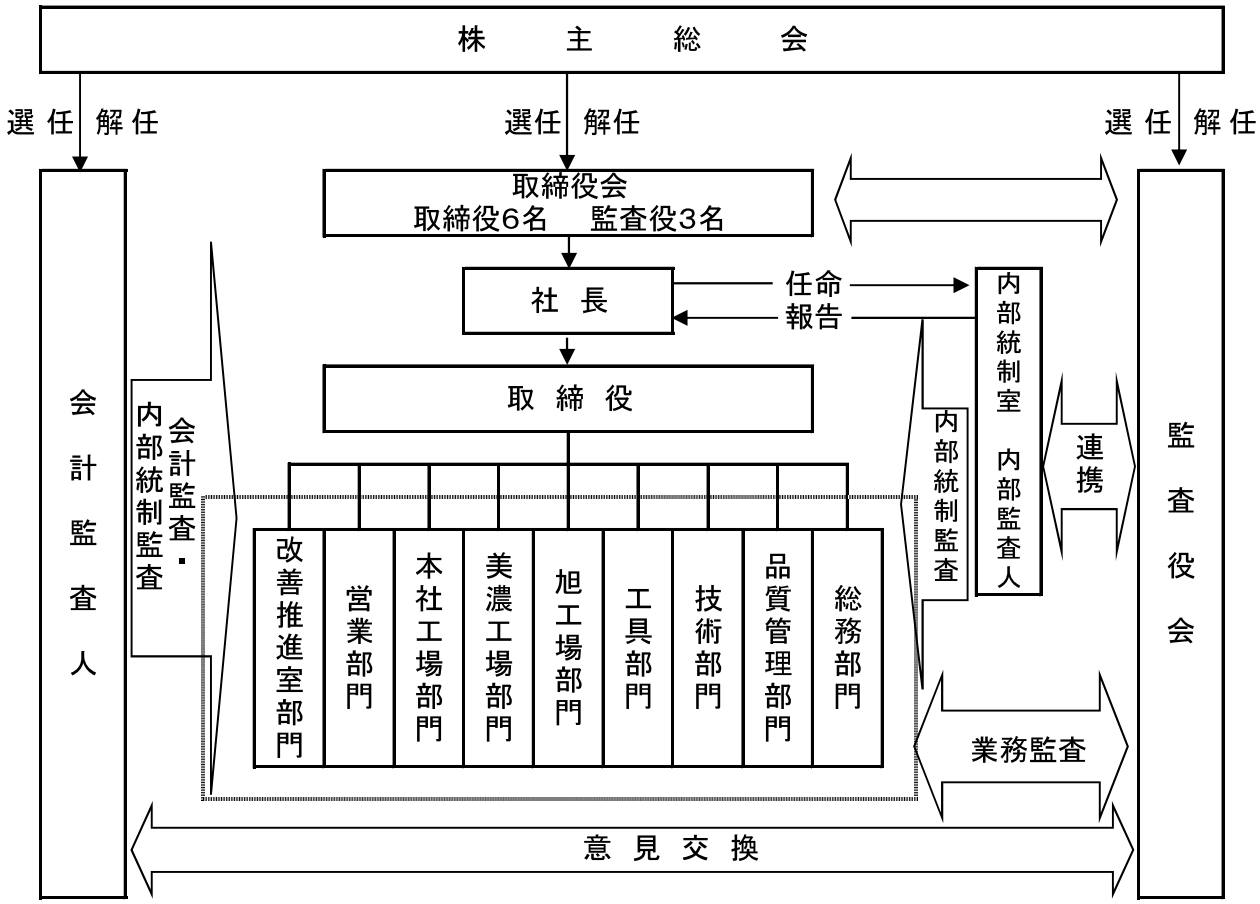

開示情報の流れ

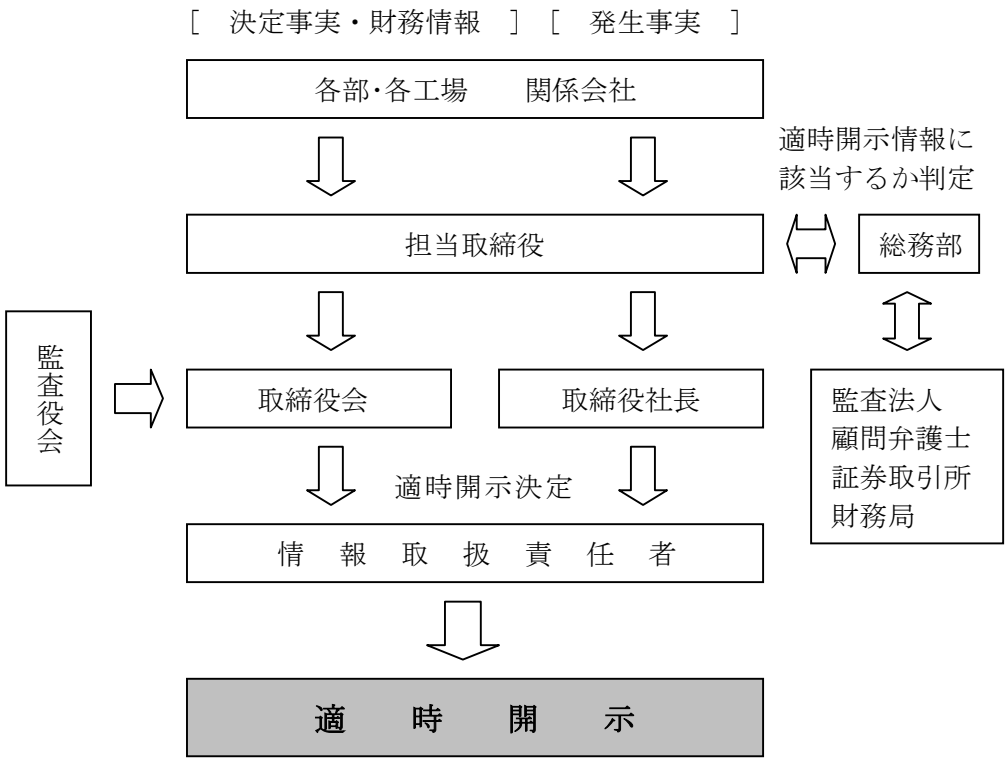
［　決定事実・財務情報　］［　発生事実　］
各部･各工場　　関係会社
適時開示情報に
該当するか判定
担当取締役
総務部
監査役会
取締役会
取締役社長
監査法人
顧問弁護士
証券取引所
財務局
適時開示決定
情　報　取　扱　責　任　者
適　時　開　示